

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)
インフラ維持管理・更新・マネジメント技術推進委員会
運営要領

平成 26 年 6 月 12 日
インフラ維持管理・更新・マネジメント技術
推進委員会 議長
プログラムディレクター
藤野 陽三

(推進委員会の運営)

第1条 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)インフラ維持管理・更新・マネジメント技術推進委員会(以下、「SIPインフラ推進委員会」という。)の議事の手続きその他SIPインフラ推進委員会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(議長)

第2条 議長は、SIPインフラ推進委員会の事務を掌理する。

2 議長がSIPインフラ推進委員会に出席できない場合は、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 構成員がSIPインフラ推進委員会を欠席する場合は、代理人を出席させ、または他の構成員に代理を委任することができる。

2 SIPインフラ推進委員会を欠席する構成員は、議長または内閣府(科学技術・イノベーション担当)(以下、「内閣府」という。)を通じて、書面により意見を提出することができる。

(構成員の退席)

第4条 議長は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

(議事)

第5条 SIPインフラ推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は議長が内閣府と相談のうえ行う。

(公開)

第6条 SIPインフラ推進委員会の会議は原則として公開する。ただし、議長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりSIPインフラ推進委員会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(内容の公表等)

第7条 議長は、SIPインフラ推進委員会における調整、検討の内容等を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、議長が公表しないことが適当であるとしたときは、内閣府と相談のうえ、その

全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、SIPインフラ推進委員会に関し必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。